

第17回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年11月5日(火)午後1時25分から午後3時11分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 171会議室

3 出席委員(22人)

1番	清水 静枝	2番	中村 滋
3番	箱田 裕史	4番	浦恩城 由子
7番	今井 隆	8番	須田 直子
9番	大野 俊彦	10番	信澤 健治
11番	中沢 幸子	12番	山田 孝夫
14番	戸塚 英子	15番	塚越 勤
16番	永井 保伸	17番	石川 大輔
18番	川野 健一	19番	福田 敬一
20番	西山 康雄	21番	反保 勉
22番	飯野 利貞	23番	新井 元
24番	設楽 明志	25番	金井 政明

4 欠席委員(3人)

5番	佐藤 勲	6番	寺崎 正親
13番	天田 晃		

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木 秀明
局長補佐	荒木 聡
係長	石井 孝磨
係長	渡邊 喬丈
主任主事	飯塚 淳
主任主事	安藤 優太
主任主事	引田 めぐみ

6 職務のため出席した農林課職員

主任主事	佐藤 裕徳
------	-------

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 高崎市農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第8 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第9 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第10 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時25分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） それでは、第17回農業委員会総会のほう始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきます。

お願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長よりお願いしたいと思います。

今井会長、よろしくお願いします。

○会長 それでは、早速、これより総会を開催いたします。よろしくお願いします。

それでは、まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、議席番号5番、佐藤勲委員並びに6番、寺崎正親委員、そして13番、天田晃委員の以上3名欠席がございました。ということで、本日の出席委員は、全員25名のところ22名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立となります。

以上、諸般の報告を終わりました、次に、議事録署名委員の指名並びに書記の任命に入ります。

それでは、私のほうから議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号8番、須田直子委員並びに22番、飯野利貞委員の両名を指名いたします。

なお、書記には事務局の石井係長を任命いたします。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

それでは、これから事務局の説明があるわけですが、発言される場合、その場合には挙手の上、議席番号と氏名を述べてから発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議案に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、平成30年7月23日許可、高農委指令第1207号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後

の5条許可申請、議案書17ページ、議案第4号ナンバー5が提出されております。

2番 当初許可の内容につきましては農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は建売住宅兼店舗用地でございまして、平成9年3月21日許可、群馬県指令西農第2898号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、計画内容は売買、転用目的は接骨院でございます。また、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書21ページ、議案第4号ナンバー23が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 計画変更の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんから質問等お受けいたします。この2番は接骨院ということで、住まいを兼ねていないので、140平米ということとなっております。

どうでしょう、皆さんから質問等なければ承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、自宅敷地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、所有農地が河川改修工事で収用されるため代替地として申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

ます。

7番 契約内容は贈与、農業後継者として申請地を祖母より譲り受けて耕作したいという同一世帯の申請でございます。

8番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、自宅に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は売買、以前より耕作している申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。設定期間は、令和6年11月22日から令和9年11月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書16ページ、議案第4号ナンバー2が提出されております。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただきますので、そちらでご説明をさせていただきます。

14番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。設定期間は、令和6年11月22日から令和9年11月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書17ページ、議案第4号ナンバー3が提出されております。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただきますので、そちらでご説明をさせていただきます。

15番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は16件でございます。なお、この16件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま3条の説明、16件ということで説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等お受けいたします。

今、下限面積が撤廃されて、この1番なんか自作地が6アール、認定農業者へ9アール利用権で貸してあるというわけですけれども、こういう自作地が少ない人も農地買えるようになって、その代わり営農計画はきちんと出してもらっておるということです。

皆さんのほうから何か質問ございますでしょうか。

この3番、4番の譲受人も、年齢どのくらいいっているかな。きちんと耕作はしているようです。

子供で2人ぐらいいるのかな。今、何歳いっているのだろうか。

○事務局 譲受人は、現在76歳になります。

○会長 76歳か。いや、皆さん、この中で随分農地を買い受けたりしているので、ちょっと心配されている方もおられると思ったので、今そんな説明をちょっと事務局からお願いしたわけですけれども。今回、随分農地を取得するというので。今のところきれいに耕作されておるということです。

どうでしょう、皆さん、何かほかに質問等なければ、許可としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1並びにナンバー2については、事前調査案件となっております。

また、ナンバー1につきましては、議案第4号ナンバー3が関連案件となっておりますため、一括で審議をすることといたします。

それでは、事務局、ナンバー1及び議案第4号ナンバー3の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

これから説明いたしますナンバー1と関連案件である議案書17ページ、議案第4号ナンバー3の営農型太陽光発電設備の案件につきましては、太陽光事業者及び営農者が同一のため一括してご説明をさせていただきます。

1番 営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和6年11月22日から令和9年11月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、議案書17ページ、議案第4号ナンバー3が提出されております。

続きまして、議案書17ページ、ナンバー3を御覧ください。

3番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和6年11月22日から令和9年11月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書8ページ、議案第2号ナンバー14の地上権設定の3条許可申請と議案書11ページ、議案第3号ナンバー1が提出されております。

それでは、別添の農地法第4条、5条許可申請、ナンバー1、3審議資料を御覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。クリップ留めされている部分を右上にして御覧ください。図面中央の赤色で縁取られている箇所が申請地でございます。図面に表示されておきませんが、近隣小学校から北西に約600メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面の向きが変わりまして、クリップ留めされている箇所を左下にして御覧ください。図面の右下、赤く囲われている部分が申請地でございます。申請地周辺の状況は、農振農用地が広がっている地域でございます。申請地も農振農用地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。クリップ留めされている箇所を左上にして縦向きに御覧ください。図面の左上、中央部分、1筆が4条の申請地でございます。ほか6筆が5条の申請地でございます。隣接する土地につきましては、畑と公衆用道路でございます。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。クリップ留めされている箇所を右上にして横向きに御覧ください。更新の申請になりますので、現地には既に太陽光発電設備が設置されております。架台支柱128本、パネルの枚数388枚、パネルを設置した周辺にフェンスを設置しております。なお、図面を御覧いただきますと、東京電力鉄塔建設予定地と記載がございますが、こちらには既に鉄塔が建設されております。

2枚おめくりください。6枚目から10枚目がパネルの立面図でございます。最低地上高は2メートル、最高地上高は3メートル、支柱と支柱の間隔は3メートルとなっております。

10枚目をおめくりいただきまして、11枚目以降が5条の営農計画書でございます。営農計画書につきましては、4条と5条のものがそれぞれ資料に添付されておりますが、農地の面積以外の内容は同様のため省略してご説明をさせていただきます。

営農型発電設備の下部の農地面積は、4条が4,512平米、5条が2,462平米となっております。

続きまして、営農者の属性ですが、営農者である法人は認定農業者であり、イに該当します。

営農者の農作業経験は、法人としては3年間となっております。作付している作物の経験も3年間であると伺っております。

1枚おめくりください。栽培計画でございますが、栽培作物はアキタフキになりまして、現地に

は既にアキタフキが作付されております。

1枚おめくりください。営農に必要な農作業の期間でございますが、1月から2月にかけて収穫を行い、5月から11月につきましては草刈りなど畑の管理を行っております。

1枚おめくりください。利用する農業機械につきましては、所有しているトラクター及び草刈り機を使用しております。

次に、農作業に従事する者ですが、常時2名、臨時で3名の計5名でございます。

下部の農地における単収見込み等ですが、地域の平均的な単収は10アール当たり2,400キログラムであり、申請地における10アール当たりの単収見込みは2,240キログラムを見込んでおり、平均的な単収の93%となります。

2枚おめくりください。生育に適した日照量の確保につきましては、アキタフキは日照が2.5時間以下、遮光率40%、半陰性植物であり、露天ではフキが固くなり加工に不適であるため、太陽光の下部のほうがよいものが育つとのことでした。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の最低地上高は2メートル、最高地上高3メートル、間隔3メートルでございます。作業を効率的に行う上での通常必要となる空間の確保についても、十分に確保しているとのことでございます。

2枚おめくりください。必要な知見を有する者の意見書でございますが、1の知見を有する者は上室田で営農型太陽光の下部にてアキタフキを栽培し、実績を上げている業者になります。

2の所見欄を御覧ください。アキタフキは収穫時期が12月から2月と、群馬のフキと収穫時期が異なることもあり、販売実績も伸びてきており、太陽光の下部では冬場の霜降りの減少にも効果が得られているとのことでございます。

次ページ以降が4条の営農計画書になりますが、内容が同一のため説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局の説明がございました。

続きまして、調査報告に入りますけれども、今回、第4班の担当でございますので、調査班長の永井保伸委員から報告をお願いいたします。

○16番永井委員 事前調査報告、第4班班長、永井保伸。農地法第4条許可申請審議ナンバー1及び農地法第5条許可申請審議ナンバー3において、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表取締役と営農部門の担当者、計2名の出席でした。

質問1 作目はアキタフキということですが、アキタフキを選んだ理由を教えてください。

回答 一般的なフキと比べて収穫時期が早く、他のフキノトウが市場に出る前に出荷できるため、

差別化できると思い、選びました。また、フキノトウが大きく育つため人気があります。主にスーパーに出荷していますが、出荷した分は全て売り切れています。

質問2 栽培において気をつけていることはありますか。

回答 アキタフキは、凍結や霜に弱いので注意しています。太陽光パネルの下部は、他に比べて霜が降りにくいという利点があります。また、問題があったときに植え替えができるようパネルの下部以外でもアキタフキを栽培しています。

質問3 圃場を適切に管理するためには除草が重要だと思いますが、作業はどのようにして行っていますか。

回答 フキの根を傷つけないように全て手作業で行っています。年に2回程度は一斉に草取りを行うようにしています。過去に除草作業が遅れ、フキが雑草に負けてしまったことがあるため気をつけて作業をしたいと思います。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 ただいま調査班長から報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等ございましたら、お願いいたします。

南部地区の委員さんは、初めて細かい資料を見たと思うので、何か質問等ございましたらお願いいたします。

この中で収量が2,240キロってあるのだけれども、これフキノトウだけでこんなに収量があるという計算になっているの、これはどういうのだろう。

○事務局 こちらは、フキの茎の部分も含めて全てです。

○会長 茎の部分、含めてね。

○事務局 はい。

○会長 何か固くなって駄目だとか何だとかって、ちょっとそんな話があったから。茎は出していないのかなと思ったら、出しているのだ。

○事務局 出荷量ではなくて、あくまでも収穫量になりますので、出荷したキロ数に関しては、フキノトウしか出荷されていないというお話でした。

○会長 そうだね。フキノトウだけ計算するとね。でも、みんな売り切れるって、結構フキノトウもいい値段で売れるとか何だとかって、前吉井の委員さん、そんなこと言っていましたね。

結構あれなのかな、放っておいても売れるのかな。何かそういうのを利用する料理屋さんかな、いるとかって、そんな話、前、以前聞いたこともあるのですけれども。

どうでしょうかね。

そうすれば、皆さんからご異議なさそうなので、ナンバー1については、これ許可相当として、面積が大きいので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するわけですけれども、議案第4号ナンバー3については、許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取、それで許可相当ということで決定いたしました。

それでは、事務局、続いて、ナンバー2の説明、お願いいたします。

○事務局

2番 まず初めに、議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日、「令和9年11月21日まで」を「令和7年11月21日まで」に訂正をお願いいたします。こちらは、先日の事前協議にて営農型下部の圃場の耕作状況が芳しくないことから、今回は3年更新ではなく、1年更新で様子を見てから判断をしたかどうかというご意見をいただきましたので、それを受けて申請人にその旨を伝えましたところ、転用期間を1年に訂正し、審議していただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただくことになりました。

営農型発電の一時転用期間が満了するため、更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和6年11月22日から令和7年11月21日までの1年間でございます。

それでは、別添の農地法第4条許可申請、ナンバー2審議資料を御覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。見開いて御覧ください。図面中央の上寄りの赤い丸印が申請地ございまして、高崎市近隣支所から北西に約4キロメートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。見開いて御覧ください。図面の赤色で縁取られている2か所が申請地でございます。申請地周辺の状況は、住宅や倉庫等の非農地が散在しておりますが、農振農用地の青地農地に囲まれている状況ございまして、本申請地も青地の農地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。見開いて御覧ください。図面の赤く縁取られている2か所が申請地でございます。隣接する土地につきましては、畑と公衆用道路に接しております。

1枚おめくりください。4枚目と5枚目が土地利用計画図でございます。見開いて御覧ください。更新の申請になりますので、現地には既に太陽光パネルが設置されております。架台支柱110本、パネルの枚数336枚、7.24平米の一時転用の許可申請でございます。

5枚目をおめくりください。6枚目が太陽光パネルの立面図でございます。見開いて御覧ください。最低地上高は2.3メートル、最高地上高は3.7メートル、支柱と支柱の間隔は2.9メートルとなっております。

1枚おめくりいただきまして、7枚目からが営農計画書でございます。営農型発電設備の下部の農地面積は2,914平米の畑でございます。

営農者の属性ですが、効率的かつ安定的な農業経営のAに該当する方になります。

営農者の農作業経験ですが、農作業歴は42年になり、作付作物に関しては3年間の経験となっております。

1枚おめくりください。栽培計画になりますが、カボチャを1,335平米、ミョウガを1,571平米作付しておりまして、更新の申請になりますので、現地には既にミョウガ、カボチャが植わっております。

1枚おめくりください。営農に必要な農作業の期間ですが、4年目以降を御覧ください。カボチャに関しては4月に定植、8月に収穫、ミョウガにつきましては既に定植が済んでおり、7月から8月にかけて収穫とのことでございます。

1枚おめくりください。利用する農業機械ですが、トラクターのみでございます。農作業に従事する者ですが、常時8人体制であるとのことで伺っております。

続きまして、下部の農地における単収見込みですが、地域の平均的な単収はカボチャは10アール当たり1トン、ミョウガにつきましては10アール当たり30キロとなっております。本申請地における単収見込みは、それぞれ1トンと30キロとなっており、100%の収量を見込んでいるとのことでございます。

2枚おめくりください。営農への影響の見込みとして、生産に適した日照量の確保でございますが、カボチャ、ミョウガともに営農型の下部でも十分な日照量が確保できるとのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ、最低地上高2.3メートル、最高地上高3.7メートル、間隔2.9メートルとなっております。作業を効率的に行う上での通常必要となる空間の確保についても、十分に確保しているとのことでございます。

2枚おめくりください。必要な知見を有する者の意見書でございますが、2の所見欄を御覧ください。カボチャ及びミョウガの栽培については、肥料を適切に与えれば作れる作物とのことでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいま事務局の説明が、ナンバー2ですか、説明がございました。

それでは、続きまして、調査報告に入ります。

それでは、調査班長、報告をお願いいたします。

○16番永井委員 事前調査報告、第4班班長、永井保伸。農地法第4条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請者1名の出席でした。

質問1 営農計画書に自然栽培と書いてありますが、どのようなものですか。

回答 定植を行ってから過度に管理をせず、ある程度ほったらかしにしておくことを自然栽培と記載しました。

質問2 草刈りは定期的に行っているのですか。

回答 草刈りは定期的に行うようにしていますが、今年は別の圃場で栽培しているナスの収穫が忙しく、営農型の圃場の草刈りに手が回りませんでした。最近になり、ナスの出荷も落ち着いたので草刈りを行いました。

質問3 鳥獣害が心配される地域ですが、カボチャに被害はありませんでしたか。

回答 カボチャは、イノシシ等の被害はありませんでした。

質問4 ミョウガの圃場はもっと手入れをしてください。手入れをすれば、もっとよいものが取れるはずです。

回答 今のままでも数は取れていますが、もう少し手入れをしたいと思います。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 ただいま調査班長から報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等をお願いいたします。

自然栽培だなんてというようなこと言っていたのだけれども、実際のところ見てみましたら、自然栽培、これ何もしなかった栽培ですね。そんなので、本人にも事務局のほうから、とても今の状況では3年は許可できないということで、1年ということで本人に話したところ、向こうも分かったのでしょうか。これはしようがないなということで1年になったと思います。この土地、いつ頃取得したのだろうね。

○事務局 土地を取得したのは、令和3年になります。

○会長 令和3年か。

○事務局 はい。

○会長 今、調査報告で皆さんどんな状況か分かっていると思うのだけれども、この単収見込みだつて、カボチャ、ミョウガ、平均的な単収と同じ単収になっているので、これ随分いいかげんな報告をしたものだななんてちょっと思っているのですけれども。

皆さん、質問ないでしょうか。1つぐらい質問してもいいのですけれども。いいですか。

それでは、異議がなければ、更新1年ということで、許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、そう決定いたします。

それでは、続きまして、一括審議です。

では、説明、お願いします。

○事務局

3番 住宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございまして。

4番 養豚業を営んでいるが飼育頭数の増加に伴い豚舎が不足しているため申請地に新たに豚舎

を建築したいという農業用施設の申請でございます。

5番 神社の駐車場が不足しているため申請地を使用したいという露天駐車場の申請でございます。転用済みの畑、山林と一体利用の計画でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。また、同一事業の関連案件といたしまして、議案書23ページ、議案第4号ナンバー31が提出されております。

6番 自宅敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございます。宅地と一体利用の申請でございます。

7番 太陽光発電設備が農地に越境していることが判明したため是正したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件は5件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいま第4条がナンバー3から7ですね、一括説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。質問等ございましたらお願いたします。

どうでしょう、皆さんから質問等ございますでしょうか。

なければ、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、次、議案第4号に入るわけですか。5条の1番目でしょうか。

それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1並びにナンバー2については、事前調査案件となっております。ということで、事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、総合建設業を営んでいるが利便性の高い申請地を買い受けて大規模流通業務施設を建築したいという大規模流通業務施設の申請でございます。宅地、払下げ予定の用悪水路と一体利用の計画でございます。

譲受法人は、建設業を主とする市外の法人でございます。利便性の高い申請地を取得し、倉庫、運送業務の拠点とする計画でございます。

それでは、別添、農地法第5条許可申請、ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目が位置図でございます。中央の赤く着色された箇所が申請地でございます。記載には

660メートルとございますが、近隣インターチェンジから約300メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が公図の写しでございます。図面を見開いて御覧ください。図面の左が北になります。図面の赤色で囲われた箇所が申請地でございます。田32筆、畑4筆の計3万9,733.10平米が今回の申請地でございます。申請地周辺は、公衆用道路に囲まれており、宅地と雑種地、農地が混在する地域でございます。近隣インターチェンジから約300メートルの場所に位置しているため、第3種農地に該当すると考えております。

なお、申請地は、農振農用地の青地の農地でございます。令和5年10月に農振除外が認められた除外地でございます。

1枚おめくりください。土地利用計画図でございます。こちらも図面の左側が北でございます。申請地には倉庫2棟、事務所1棟を建築する計画でございます。建物以外の部分は、一部緑地帯を設けまして、残りの部分は敷き砂利舗装とアスファルト舗装となります。図面中央に市道が通っており、南北2つの区域に分かれた利用形態となっておりますが、南北2区画を一体とした開発計画でございます。

申請地内には大型車及び普通車の駐車場として合計で131台分の駐車スペースを確保し、申請区域中央を通る公衆用道路から南北それぞれの区画へ出入りする計画でございます。

雨水につきましては、敷地内に新設する側溝にて集水し、雨水貯留槽にて自然浸透処理し、オーバーフロー分については道路側溝へ放流します。

雑排水につきましては、浄化槽を経由し、申請地東側及び間を通る道路の側溝へ放流する計画でございます。

また、申請地の外周には緑地帯を設け、申請地周囲には高さ1.5メートルから3メートルのフェンスを設置する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらは建物平面図でございます。こちらは1棟目の倉庫の図面となりまして、鉄骨造3階建てで、建物の高さは30.77メートルの計画でございます。

続く3枚の図面は、2階、3階及び事務所部分の平面図でございます。

次の図面は、倉庫の立面図となっておりますので、こちらは参考までに御覧ください。

1枚おめくりいただきまして、こちらは2棟目の倉庫及び事務所の建物平面図でございます。こちらの倉庫は平屋建て、事務所は2階建ての建物でございます。建物の最高高さは9.10メートルでございます。

次のページは立面図となっておりますので、こちらも参考に御覧ください。

今後の予定でございますが、農地法の許可を得ましたら、12月より工事着手し、令和9年12月の工事完了を目標としております。

なお、開発指導課の事前協議につきましては、令和6年10月8日に締結済みでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わりにします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー1ですか、ナンバー2もそうなのですから、説明がございました。

それでは、続きまして、調査班長、報告をお願いします。

○16番永井委員 事前調査報告、第4班班長、永井保伸。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の業務担当者と代理人の計2名の出席でした。

質問1 申請地は道路よりも低いようですが、盛土をする計画ですか。また、盛土を使う土はどんなものを使いますか。

回答 道路の高さに合わせて最大で1.5メートルの盛土を行い、敷地内に雨水がたまらないよう排水勾配を設けます。盛土に使う材料は、自社所有の山から採取した砕石や購入土を使用します。

質問2 工事が始まると大型車両の出入りがあると思いますが、申請地の周辺には通学路がありますか。

回答 申請地の東側道路が通学路に指定されています。交通の安全を確保するため、東側の道路からは出入りせず、中央を通る道路から南北の区画に出入りする計画です。また、1日の発着台数は20台程度とし、大型車両は左側道路を通行しない形で営業します。

質問3 雑排水や雨水の排水はどのような計画ですか。また、建物による日陰や照明の設置による周辺農地への影響はありませんか。

回答 雑排水は、浄化槽処理後に道路側溝へ排水します。雨水は、貯留槽に集水し、浸透処理し、オーバーフロー分は道路側溝へ排水します。日照については、倉庫の建設によって日陰になってしまう農地の地権者には日影図を持参し、説明をして了承を得ています。また、照明の設置の際には光の向きに配慮して作物に影響がないよう注意します。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 ただいま報告がございましたけれども、さっき1、2なんて言ってしまったのですけれども、これ1番は、こちら16ページまでなのです。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等お受けしたいと思います。

ここはインターチェンジの本当にすぐ近くで、流通業がもう随分いろんな会社がここへ参入というかな、事業を行っているわけですから、本当に平らでいい土地で、ああいうところで営農ができればいいな。4町歩近くあるのですか。4町歩というと米が何俵ぐらい取れますか。今年なんか値段がいいから、そうね、計算すると幾らぐらいになるのだろう。あそこ借りてするかななんてね。

いや、この業者も建設工業なんてあるのですけれども、流通業も随分もう前からやっているようです。

何かお聞きしたいことがありますでしょうか。

なければ、ナンバー1許可相当として、これは農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよ

ろしいか伺いますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、2番まで行くかな。

それでは、事務局、続いて、ナンバー2の説明をお願いいたします。

○事務局

2番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和6年11月22日から令和9年11月21日までの3年間でございます。なお、さきにご審議いただきました議案書8ページ、議案第2号ナンバー13の3条の地上権設定が関連案件でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー2審議資料を御覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。図面中央の黒字で申請地と記載されている箇所が申請地でございます。近隣小学校から北西に1,650メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面中央やや上寄りの申請地と記載され、黒枠で囲われている箇所が申請地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。黒枠で囲われている箇所が申請地でございます。隣接する土地につきましては、西側が公衆用道路、北、南側が畑、東側が水路でございます。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。見開いて御覧ください。左側半分が作物の配置計画になります。図面にありますとおり、ミョウガ、フキ、露地野菜、ブルーベリー、サンショウをそれぞれの場所にて栽培する計画となっております。また、右側半分がパネル及び太陽光設備の配置図となっております。架台支柱が412本、パネルの枚数が1,424枚設置される計画となっております。

1枚おめくりください。5枚目がパネルの配置図及び立面図でございます。右側の縦長の赤枠に関しては、今回の申請地の隣の敷地になりまして、今回の営農型の申請とは関係ないものになります。また、パネルの立面図に関しましても、右下に記載されている立面図が今回の営農型の申請地に設置されるものになります。右上の高さの低い立面図は関係ないものになりますので、ご了承いただければと思います。

それでは、右下の立面図を御覧ください。最低地上高は2メートル、最高地上高2.49メートル、支柱と支柱の間隔は4.3メートルとなっております。

1枚おめくりください。6枚目以降が営農計画書でございます。下部の農地の面積は6,326平米でございます。こちらは傾斜や通路部分があるため、全体の面積からその部分の面積を除いた面積となっております。

続いて、営農者の概要になりますが、こちらの営農者はオに該当する方であり、許可期間は最大で3年間となります。

営農者の農作業経験は30年あり、作付予定の作目に関してはそれぞれ表のと通りの農作業経験があります。

1枚おめくりください。栽培計画でございますが、露地野菜を1,920平米、フキを1,082平米、ミョウガを1,340平米、ブルーベリーを708平米、サンショウの木を1,276平米作付する計画でございます。2年目以降は露地野菜は遊休地がないように四季を通して作付し、フキ、ミョウガに関しては地下茎の増殖状況により植付けを行います。また、ブルーベリー、サンショウの木については、枯れた苗が出た場合は、補植を行う計画となっております。

1枚おめくりください。営農に必要な農作業期間ですが、1年目から3年目まで表のと通りの作業となります。

1枚おめくりください。利用する農業用機械でございますが、耕運機、草刈り機を利用すると伺っております。農作業に従事する者につきましては、本人と臨時3名の合計4名となります。

下部の農地における単収見込み等ですが、里芋、フキ、ミョウガ、ブルーベリーの平均的な単収は、10アール当たり、それぞれ2,500キログラム、3,000キログラム、750キログラム、500キログラムであり、本申請地における収量は、10アール当たり、それぞれ2,000キログラム、2,400キログラム、600キログラム、400キログラムを見込んでおり、計画どおりの収穫であれば、平均的な単収の80%となる予定でございます。なお、こちらの平均的な単収ですが、群馬県の過去5年間の数値を西部農業事務所より聞き取った数値となるとのことでございます。また、サンショウにつきましては、単収見込みは、10アール当たり180キログラムを見込んでおり、単収の根拠といたしましては、全国平均の数値を参考にしているとのことでございます。

3枚おめくりいただきまして、生育に適した日照量の確保につきましては、各作物は半陰性で生育が旺盛であり、パネル下部の日照条件でも生育は十分に可能であり、品質においても良質なものが期待できるとのことでございます。また、太陽光発電設備の支柱の高さは、農作物の生育に適した高さに設定され、日照量が確保され、生育には支障がないとのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の最低地上高2メートルから2.4メートル、最高地上高2.49メートルから2.89メートル、間隔4.3メートルでございまして、農作業及び農業用機械の運行にも支障なく、良好な営農が確保できるとのことでございます。

2枚おめくりください。必要な知見を有する者の意見書でございますが、2の所見欄を御覧ください。営農計画書に沿った栽培事業が適切な営農指導により可能である。その結果、営農計画書にある各栽培作目の単収の確保が可能であり、収益が期待できるとのことでございます。

1枚おめくりください。サンショウの栽培理由書になります。サンショウは、植付けしてから4年ほどで収穫できるとのことでございますが、成木になるには7年から8年ほどかかり、成木にな

った際には、1本当たり4キログラムから5キログラムほどの収穫になるとのことでございます。

裏面に行ってくださいまして、知見を有する者からの営農協力についてですが、JAはぐくみの西部営農センターの技術指導、県の西部農業事務所からの技術指導もいただけることから、サポート体制は万全であるとのことでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいまナンバー2の説明がございました。

続きまして、調査班長から報告をお願いいたします。

○16番永井委員 事前調査報告、第4班班長、永井保伸。農地法第5条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は、申請代理人及び譲渡人である耕作者、譲受法人の社員、計3名の出席でした。

質問1 臨時で農作業を行っていただける3名の方は近くに住んでいる方ですか。

回答 近くにある住宅地の住人で、現在、梅もぎを手伝っていただいている方々になります。

質問2 農作物の育成管理等は、臨時の方々ではなく営農者が責任を持って行ってください。

回答 はい。責任を持って行います。

質問3 雨水対策については、どのようにお考えですか。

回答 雨水は自然浸透で圃場にしみ込みます。また、圃場の東側には水路があり、万が一オーバーフローしても、そちらに流れ込みますので問題はないと考えています。

質問4 雨水に関しては、太陽光パネルからの泥混じりの雨水が田んぼに入ってしまったたりして地域で問題になっています。畑だから自然浸透で問題ないということはないと思います。対策はしっかりとするようにお願いします。

回答 はい。地元の方から要望があれば、土砂流出防止をするように計画します。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 今、調査班長から報告がございました。これは、先月ですか、先月……その前か、出た議案でして、いろいろ皆さんからご意見ございまして、1か月保留、保留ということもありませんけれども、今回審議ということになりました。植える作物でちょっとこれは合っていないのではないかと委員さんからの指摘もございまして、植えるものを変えたりしております。

それでは、皆さん、質問等ございましたらお願いいたします。

北部の委員さんから、大分こういうふうに変更したほうがよろしいのではないのでしょうかということいろいろお話が出まして、そのような方向で進めるということで、もうあれですか、もう質問等ございませんでしょうか。南部の方もよろしいのでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、これも面積がありますので、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見

聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、意見聴取することといたします。

続きまして、ナンバー3ですけれども、先ほど議案第3号ナンバー1と一括で審議しました議案です。許可相当としていただいております。そういうことで、皆さんから何もないければ。事務局からも、よろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○会長 では、そういうことで進めたいと思います。

それでは、ここでちょっと小休止入れます。

休 憩

再 開

○会長 それでは、皆さん、よろしいでしょうか。

また、始めます。よろしくお願いします。

それでは、これから一括審議に入ります。

それでは、ナンバー4から、後は35ですか。

それでは、事務局、一括説明、お願いします。

○事務局

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書3ページ、議案第1号ナンバー1が提出されております。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、ビジネスホテルの造成工事に伴う作業員用駐車場及びホテル開業後の来客者用駐車場として申請地を整備し貸し付けたいという貸露天駐車場の申請でございます、雑種地と一体利用の計画でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受け

て住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、近隣にマンションを所有しているが駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地と一体利用の計画でございます。

14番 契約内容は売買、土木工事業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

15番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地と一体利用の計画でございます。

16番 契約内容は売買、機械製造業を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

17番 契約内容は売買、自動車販売修理業を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます、宅地、払下げ予定の水路と一体利用の計画でございます。

18番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

19番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

20番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます、払下げ予定の水路と一体利用の計画でございます。

21番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

22番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、申請地を買い受けて接骨院を建築したいという接骨院の申請でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました許可後の計画変更申請、議案書

3 ページ、議案第 1 号ナンバー 2 が提出されております。

24番 契約内容は賃貸借、事務所の敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという事務所の敷地拡張の申請でございまして、宅地と一体利用の計画でございます。

25番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございまして。

26番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございまして。

27番 契約内容は使用貸借、ブルーベリー農園を営んでいるが来園者用の駐車場が不足しているため申請地を法人の役員より借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和 6 年 11 月 22 日から令和 9 年 11 月 21 日までの 3 年間でございまして。

28番 契約内容は売買、申請地を買い受けて野外レクリエーション施設として整備し使用したいという野外レクリエーション施設の申請でございまして。

29番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

30番 契約内容は売買、近隣で製造業を営んでいるが社員駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、雑種地と一体利用の計画でございまして。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第 1 種中高層住居専用地域でございまして。

31番 契約内容は寄附、神社の駐車場が不足しているため申請地を譲り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、転用済みの畑、山林と一体利用の計画でございまして。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第 1 種中高層住居専用地域でございまして。また、同一事業の関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書 11 ページ、議案第 3 号ナンバー 5 が提出されております。

32番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

33番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

34番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

35番 契約内容は売買、入居の需要が見込まれる申請地を買い受けてアパートを建築したいという長屋建て住宅の申請でございまして。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第 1 種中高層住居専用地域でございまして。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は32件でございます。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。今、事務局の説明ございましたけれども、32件ということで、ナンバー
4からナンバー35番、説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。質問等ございましたらお願いいたします。

○20番西山委員 1ついいですか。

○会長 西山委員、お願いします。

○20番西山委員 20番の西山です。27番に関してちょっとお聞きしたいのですけれども、ブルーベリ
ーなののですけれども、普通だとブルーベリーの収穫時期の例えば5月から7月とかの2か月とかと
いう転用だと思えるのですけれども、これ3年間というのは年間を通して6次産業か何かやっていて、
お客さんが通年で来るということ。

○会長 今の質問に対して説明をお願いします。

○事務局 こちらの案件に関してなのですが、もともとこの会社さんで所有をしている駐車場が、ち
よっと契約の関係で、そちらを返さなければいけなくなってしまったということで、急遽この申請
地を農振除外の申出をしまして、そちらが下り次第、駐車場として本転用するというような計画に
なっております。それまでの間に万が一農振除外が通らなかつたときにも、期限的な猶与を設けら
れるように一時転用の最大の期間、一応3年で取っておいて、それまでに何とか駐車場を確保する
というようなことで、今回こういう形で一時転用の申請が出てきております。

○会長 そうすると、今年の12月かな協議会があるのだけれども、そのときに出てくるの、これ。

○事務局 そうですね、恐らくそこに上がってくるかと思われまふ。

○会長 そう。

○事務局 はい。

○会長 西山委員、ほかによろしいでしょうか。

○20番西山委員 12月に出ても、来年の秋ぐらゐまでいってしまうから。

○会長 そう、そう。許可が下りるような場所なのだから、見てみないと分からないけれども。

ほかにございますでしょうか。

ナンバー21があれですよ、これは3,000平米超ということで許可相当として農業委員会ネットワ
ーク機構に意見聴取するのですけれども、その前に、21、これは写真ありますね。航空写真のね。
これは、近隣高速道路より、この場所は高い、低いのか。

○24番設楽委員 高いです。

○会長 高くて、自動車道へ大雨のときに水が流れ落ちるようなことないかね、これは。

○24番設楽委員 それほど急斜面ではないのですけれども……

○23番新井委員 ボサになっています。

- 会長 ボサになっている。
- 23番新井委員 桑畑になっているところです。
- 会長 そうなんだ。
- 23番新井委員 それで、旦那さんが亡くなってしまっていて、もうどうにもならなくて、どんどん今手放して整理しているところですね、奥さんが。
- 会長 そうなの。
- 23番新井委員 ええ。
- 会長 ただ、今度、その、もう雑木が生えているような場所なのかね。
- 23番新井委員 クス。
- 会長 はい。きれいにして、パネルして、雨水がそちらに、自動車道のほうへ落ちて何か事故でも、災害でもあれば困るなと思って。
- 事務局 こちらは、貯留槽を設ける計画になっておりますので、その心配はないということです。
- 会長 大丈夫なの。
- 事務局 はい、事前協議のほうでも、そちらで大丈夫そうだとお伺いしています。
- 会長 係長、そういうことで、もし質問されたらよろしくお願いします。
- 事務局 はい。
- 会長 それでは、ナンバー1、どうでしょう、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよろしいでしょうか。
- 全員 異議なし。
- 会長 それでは、そのほかの案件につきましても、皆さん、質問、意見等ございませんので、許可相当としてよろしいでしょうか。
- 全員 異議なし。
- 会長 はい、分かりました。

それでは、続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

それでは、農林課、説明をお願いします。

○農林課

議案第5号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

農林課です。議案、農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。別紙でお配りしているA4横の冊子「高崎市農用地利用集積計画」とA4横の薄い冊子「高崎市農用地利用集積計画総括表」及び「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」をご用意ください。

利用権設定促進事業は、市町村が権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て公告することにより、農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。今回の利用集積計画は、令和6年12月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。

薄い冊子「高崎市農用地利用集積計画総括表」を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。まず、利用権の設定を受ける者は138名、利用権を設定する者は328名です。利用権が設定される面積は、地目、田の通年が396筆、面積が51万1,853平米、地目、田の期間借地が86筆12万7,107平米、地目、畑が224筆、29万2,400平米、地目、畑の期間借地が6筆、6,765平米、合計で712筆、面積が93万8,125平米となっております。そのうち使用貸借で設定された筆数は374筆でして、割合は52.5%です。農地中間管理事業で設定された筆数は59筆でして、割合は8.3%となっております。

続いて、裏面の総括表2ページ目を御覧ください。貸借期間別に見ますと、3年未満の農用地についてですが、地目、田が83筆、面積が9万4,854平米、地目、畑が15筆、1万842平米、3年から6年未満の農用地についてですが、地目、田が229筆、35万2,013平米、地目、畑が83筆、11万683平米、6年から10年未満の農用地についてですが、地目、田が75筆、8万7,321平米、地目、畑が26筆、5万5,169平米、10年以上の農用地についてですが、地目、田が99筆、10万7,107平米、地目、畑が102筆、12万136平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局から説明がございました。この件に関しまして、皆さんから質問等お受けいたします。

今度、利用権がなくなって、あれですね、農地中間管理機構が管理するというので、この間も質問ございましたけれども、契約期間は5年以上と。1年とか短期間というのがなくなって、物納は駄目だということで、いろいろ内容が変わってきて、県のほうにもいろいろ質問等があると思います。そこで、ほかの市町村が、会長さん、どういうふうに思っているか、また、よく話合いたいと思います。

どうでしょう。利用権は、これで最後。まだ。

○事務局 最後です。

○会長 最後。

○事務局 はい。

○会長 最後ね。そういうことだそうです。詳しいことは農林課の担当のほうへよく聞いてもらって進めてもらいたいと思います。

どうですか。質問等なければ、決定することといたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することといたします。

それでは、続きまして、報告事項に入ります。第1号から第4号まで、事務局、では、係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第2種中高層住居専用地域、ほか5件、合計6件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は賃貸借、転用目的は診療所、用途指定区分は準工業地域、ほか19件、合計20件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか3件、合計4件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番につきましては、令和6年7月の総会において許可相当としていただいた案件ですが、開発許可の遅れにより転用許可が令和6年10月8日付で調整されましたことをご報告申し上げます。

2番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。

4条申請3件、5条申請60件、合計63件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和6年10月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

続いて、その他事項に入りますけれども、事務局のほうから何か皆さんに報告するようなことありますか。よろしいでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、皆さんのほうから、今までに関して何か質問、聞きたいこと。

ないようですね。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第17回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時11分 閉会